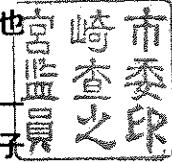


宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶 欣也
荒 敏一
星 健子
近 藤慶子



平成29年度包括外部監査の措置状況の公表について

平成29年度包括外部監査の結果報告に対して講じた措置の通知があるので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、公表します。

記

- 1 包括外部監査テーマ
生活保護に関する事務の執行について
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

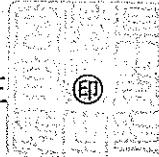
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>○社会福祉第一課・第二課 (指摘 No. 1)</p> <p>宮崎市には生活保護制度に関する資料として、「生活保護のしおり」のほかに「生活保護のあらまし」(巻末【資料2】参照)がある。宮崎市作成の「生活保護実務の手引き」(以下「生活保護実務の手引き」という)では、新規面接相談に際して、「専門的な用語を避け、「生活保護のあらまし」を用いて、わかりやすい言葉で丁寧に説明し、相談者が理解できているかどうかを確かめる。」とされているのであるから、生活保護制度の周知を目的として備え置く文書としては、「生活保護のしおり」ではなく、「生活保護のあらまし」が適切である。</p> <p>(本監査報告書作成時点で改善済み)</p>	<p>平成29年8月31日に、「生活保護のしおり」に替えて「生活保護のあらまし」を備え置いた。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式 1

包括外部監査
措置状況通知書

平成 29 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 2) 面接相談の意思まではないが、情報として生活保護制度に関する資料の取得を希望する者の便宜のため、生活保護制度に関する資料（「生活保護のあらまし」）は、他の広報誌等とは区別して、受付窓口を訪れた者が一見して分かり易い位置に備え置くべきである。	平成 30 年 3 月 15 日から備え置く場所を他の広報誌等とは区別し、受付窓口カウンターに備え置いた。

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

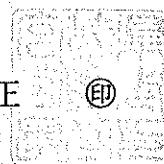
福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 3)</p> <p>実務上の管理の容易性や効率化の要請は理解できるところであるが、宮崎市生活保護法施行細則第2条第2項(2)において、福祉事務所長は保護申請書受理簿(様式第5号)を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければないと規定されているのであるから、かかる規定と実務の取扱いとの齟齬をそのまま放置することは相当ではない。現在の保護申請書受理簿による管理が困難であるのであれば、その問題点と改善策を検討し、場合によっては現在の保護申請書受理簿に代えて面接受付簿を細則上の書式とするといった細則の改正を含めて、速やかに細則と実務の取扱いとの齟齬を是正すべきである。</p>	<p>宮崎市生活保護法施行細則に新たに規定する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印



様式1

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 4) 保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付しなければならず、この点が確実に実施されているかについて事後に検証するためには、面接記録票の「17保護意思 有・無」欄及び「18保護書渡し 済・無」欄の記入は、すべてのケースについて確実になされるべきである。	平成30年2月26日に面接相談員に内容を周知し、今後記載漏れの無いよう意思統一を図った。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包括外部監査
措置状況通知書

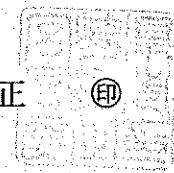
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 5) 合理的理由のない限り、すべてのケースについて前記局長通知に従って申請書等を受理した日から1週間以内に訪問調査を実施すべきであり、1週間以内の訪問調査が困難な場合には、その合理性を事後に検証することができるようケース記録上にその理由を明記すべきである。	生活保護申請後、1週間以内に訪問調査を実施すること、また、1週間以内の訪問調査が困難な場合には、実施できない理由をケース記録に明記するよう、平成30年9月27日の係長会議を通じ査察指導員から各ケースワーカーに対し周知を図った。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包括外部監査
措置状況通知書

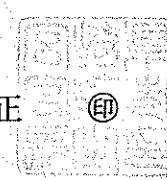
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 6) 収入の有無は、保護の要否判断において重要な要素であり、申請者の申請内容の真実性を担保する趣旨からしても、収入申告書の記載や申請者等からの聴取によって収入の存在が明らかとなった場合には、金額の多寡にかかわらず、収入の内容を証明する書類等の提出を求めるべきである。	申請者本人に対し、可能な範囲で書類の提出を求めていくこととし、平成30年3月20日に面接相談員に周知した。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

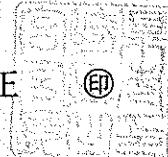
福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 7)</p> <p>要保護者が負債を抱えているケースは非常に多く、負債の内容を正確に把握していないが故に多重債務者となるというケースも一般的であること、負債の正確な把握は、保護の要否判断のみならず、[監5:第6-8-1]及び[監5:第6-8-2]における指摘のとおり、保護費が債務の弁済に充てられるという状況を回避するという目的や要保護者の自立の助長に向けた適切な援助方針を検討する目的のためにも不可欠である。</p> <p>したがって、資産申告書あるいは申請者等からの聞き取りによって負債の存在が認められた場合には、原則として、その内容を証明する書類等の提出を求め、申請時にこれが困難な場合でも、その後の債務整理等の状況を踏まえて適切な時点でかかる書類等の提出を求めるべきである。</p>	<p>既に債務整理が開始されている状況では、受任弁護士等に書類が提出されているために、申請者自身が所持していないことも少なくはないが、可能な範囲で申請時に書類提出を求めていくよう、平成30年3月20日に面接相談員に周知した。</p> <p>また、未提出については、定期訪問時などに関係書類の提出を求めるよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 (印)



様式1

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

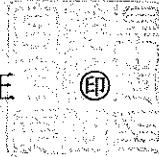
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 8) 資産申告書の記載や申請者等からの聴取によって保険契約の存在が認められる場合には、たとえ当該保険会社が、一般的に保険照会先とされている保険会社ではない場合であっても、当該保険会社に他の保険契約がある可能性はそれ以外の保険会社と比較してより高いと推測されるから、一般的な保険照会先に加えて、当該保険会社に対しても必ず保険照会をすべきである。	現状においても各保険会社への照会を漏れのないよう実施している。 通常調査対象以外の保険会社が判明した場合は、当該保険会社に照会するよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式 1

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成 29 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 9) 絶対的扶養義務者に対する扶養の可能性に関する扶養照会を実施しない場合には、その理由についてケース記録上で明らかにすべきである。扶養照会を実施する方針としながらこれを実施しなかったケースについては、尚更である。	扶養照会を実施する方針としながらこれを実施しなかったケースについては、ケース記録に理由を記載するとともに、新規調査書にも記載するよう、平成 30 年 9 月 27 日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印



様式1

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 10) 扶養照会の実施やその結果の適切な管理や担当ケースワーカーの変更の際してもケース記録のみによって効率的に扶養照会の実施状況やその結果を把握できるよう、扶養照会の結果を記載する扶養照会一覧表（緑色）のすべての欄について適切な時期に記入をするよう徹底すべきである。	扶養照会の実施状況やその結果を扶養照会一覧表に記入するよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 11)</p> <p>前記監査結果のとおり、申請日から14日以内に保護開始決定がされているのは、全件数の3割程度であり、残り7割程度は、14日を超過して保護開始決定がされている。すなわち、宮崎市においては、法律上の原則（14日以内の保護開始決定）と例外（30日以内の保護開始決定）が逆転している実情となっている。その要因としては、組織体制上の人員不足（この点は後述する）にあるかもしれません、また、事務処理上の効率性に改善すべき事項があるのかもしれない。また、前述の14日以内に保護開始決定をしていない理由の記載の問題点（[監5：第5-1-5]を参照）に鑑みると、30日以内に保護開始決定すれば足りるという意識の甘えに要因があるのかもしれない。</p> <p>いずれにせよ、法律上の原則（14日以内の保護開始決定）が全件数のせめて5割以上を占めるよう、意識改革も含めて改善策を講じる必要があると考える（なお、14日以内という期間を遵守しようとするあまり、安易な保護開始決定がされるようなことがあってはならないことは言うまでもない）。</p>	<p>慎重な審査を行うとともに、14日以内の保護決定通知が行えるよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 12)</p> <p>前記監査結果のとおり、原則期間（14日以内）を超過する理由として「扶養調査による」を通知書に記載しつつも、保護開始時点において実際には扶養調査を行っていないケースが見受けられた（扶養調査の意向確認書面の発送すらしていない場合は論外であるが、その回答を得られていない場合も調査未了といえる）。このようなことは、通知書への理由記載を求めた生活保護法24条6項の立法趣旨に明らかに反している。</p> <p>しかも、この点は、法定期間遵守の問題だけに留まらず、開始調査における扶養調査が、有名無実と化し、実効性を伴っていないのではないかとの問題をも想起させる。すなわち、手続き面の問題に留まらず、保護要件の確認という実質的な問題にも関係してくる。</p> <p>そこで、今後は、保護開始時点までに実際に行われた調査内容（扶養調査に限らず）を正しく把握したうえで、14日以内に保護開始決定をしていない理由を正しく通知書に記載することを求める。また、親族のうち誰に対し書面送付するか悩ましい場面があることは理解できるところではあるが、扶養調査の意向確認書面の発送の着手を早めるための工夫や改善を強く求める。</p>	<p>14日以内に保護開始決定をしていない理由を正しく通知書に記載する。</p> <p>また、扶養調査については、住所が判明次第、順次速やかに照会書を発送するよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印

様式1

包 括 外 部 監 査

措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

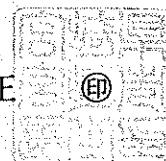
福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 13)</p> <p>前記監査結果のとおり、援助方針について、要保護者に対し説明し理解を得たことがケース記録から明確に断定できないケースが見受けられた。この点、実際にはケースワーカー等が要保護者に対し説明し理解を得たものの、ケース記録（面接記録票）へ記載漏れしている可能性はあるが、援助方針を説明して理解を得た旨の記載が明確に確認できない以上、前記社会・援護局長通知における監査の視点は遵守されていないという判断をせざるを得ない。</p> <p>そこで、前記の確認書（書式）に対し、援助方針につき要保護者が説明を受けた旨を追記して、説明の確実な実施を行うとともに、その実施を事後的に検証できるための記録上の明確化が必要と考える。</p>	<p>援助方針について被保護者が説明を受けた旨の項目を確認書に追加した。</p> <p>また、毎年度、初回面接時に援助方針について被保護者に説明をした旨をケース記録簿に明記するよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 14)</p> <p>前記監査結果のとおり、現状、宮崎市では、訪問計画の達成率の正確なデータは存在せず、達成状況の当否を検証することができない。言うまでもなく、訪問調査は、被保護者に対する援助方針の実施状況を把握するうえでも、指示指導の実施状況を把握するうえでも、あるいは、不正受給をいち早く発見するためにも、きわめて重要である。</p> <p>そこで、訪問調査（実際の面会）が実施できた場合に限って生活保護システム「ふれあい」を確実に入力するようケースワーカーに徹底させ、訪問計画の達成率を事後的に検証できるよう改善する必要がある。</p> <p>なお、現実的な問題として訪問調査に赴いたとしても不在が多いことは理解しており、訪問計画どおりに面会が達成できていないからといって直ちにこれを問題視するものではない。訪問計画に沿った面会を実施できているか否かについて統計的なデータを正しく整理・管理することができてはじめて、これを前提とした次の対策を検討することが可能となるという趣旨で、指摘とする次第である。</p>	<p>生活保護システム「ふれあい」及び外部のシステムの統計的なデータを正しく整理・管理していく。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

様式1

包 括 外 部 監 査

措 置 状 況 通 知 書

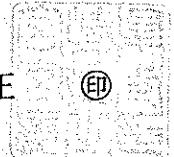
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 15)</p> <p>前記監査結果のとおり、自動車保有を容認するにあたっての判断の順序（先後関係）、保有容認する際の要件、処分指導保留の判断の順序（先後関係）、処分指導保留の際の使用禁止指導、原動機付自転車保有を容認する要件などにつき、正しい認識が共有されているのかについて疑問が残る。</p> <p>確かに、自動車保有に関する通達は複雑に入り組んでおり分かりにくいところであるが、宮崎市では自動車を保有している要保護者は多いと思うので、その判断に迫られるケースは多いものと考える。</p> <p>そこで、改めて通達を読み返し、その内容を正しく認識、理解するとともに、必要に応じてチェックシート（マニュアル）（巻末【資料17】参照）を改訂・改善することも含めて将来の対策を講じる必要がある。</p>	<p>自動車保有の可否については、ケース診断会議において決定しており、チェックシートの改定・改善については、今後、必要に応じて検討していく。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査

措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 16)</p> <p>前記監査結果のとおり、自動車保有を否認するとの判断が出されたにもかかわらず、そして、長期間にわたって処分指導がなされているにもかかわらず、要保護者が処分に応じていないケースが多く見受けられた。</p> <p>そこで、口頭指導の後一定期間（例えば6ヶ月）を経過しても処分に応じない場合は、文書指導に切り替えて厳然と対応すべきである。そのように対応しなければ、ケース診断会議を開いて組織的に検討し、保有を否認した意味がなくなってしまう。</p> <p>もちろん、保有否認に対する審査請求を要保護者から示唆されたことをもって処分指導を躊躇するようなことはあってはならず、処分指導を躊躇する間に自動車が使用され、しかも交通事故まで起こしているなどということは絶対に避けなければならない。</p>	<p>自動車保有を否認する場合は、厳格な対応が必要と考える。</p> <p>口頭指導から文書指導、保護停止等について、ケース診断会議等で検討し、適正に処理していく。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

様式1

包括外部監査 措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 17)</p> <p>前記監査結果のとおり、処分価値を少額でないと判断し、実際にその価値が相当程度に達している（前記ケースの場合30万円～50万円の価値であった）にもかかわらず、親族に対する無償処分を許したのであれば、生活保護制度の補充性の原理（生活保護法第4条第1項）に反することになる。</p> <p>処分価値が認められる自動車については、相当な価格をもって親族あるいは第三者に処分し、その処分代金をもって、生活保護法第63条に基づく返還に充てるべきである。</p>	<p>自動車の処分については、処分価値を把握し、適正に処理してきた。</p> <p>親族に対する譲渡であっても有償譲渡を指導していくよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

様式 1

包括外部監査 措置状況通知書

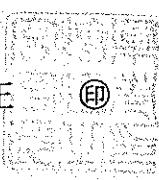
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 18)</p> <p>前記監査結果のとおり、宮崎市は、「宮崎市資産処遇検討会実施要領」の存在を失念していたとのことである。</p> <p>この点、マニュアルは、最低限の判断を定型的かつ公平・迅速に行うために制定するものであるから、その存在を失念してしまうようなことがあってはならないことは言うまでもない。ましてや、「宮崎市資産処遇検討会実施要領」は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第3の15)の基準をそのまま用いているのであるから、その失念は、通達の失念という意味である。</p> <p>よって、改めてマニュアルとしての「宮崎市資産処遇検討会実施要領」の周知徹底を図られたい。</p> <p>また、「宮崎市資産処遇検討会実施要領」を失念した理由として、その基準に達するようなケースが宮崎市では稀であることが考えられるが、前記課長通知は、ケース診断会議に掛ける基準として、「宮崎市資産処遇検討会実施要領」と同じく、「当該世帯の生活扶助基準額に住宅扶助基準額を加えた値におおむね10年を乗じて算定した金額」を原則としつつも、「その他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする」とこととしている。</p> <p>よって、現在の「宮崎市資産処遇検討会実施要領」が有名無実化しているようであれば、宮崎市の実情により応じた基準(新たな不動産保有に関するマニュアル)を設けるべきか、検討されたい。そうすることで、ケース診断会議により積極的に諮ることが可能となり、組織的な検討の機会が増える。</p>	<p>「宮崎市資産処遇検討会実施要領」を加える。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包括外部監査
措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 19)</p> <p>前記監査結果のとおり、不動産登記簿謄本（全部事項証明書）の入手漏れが若干ながら存在した。</p> <p>不動産登記簿謄本等からは、不動産の取得年月日や取得原因、抵当権の設定状況など、名寄帳だけでは判明しない情報が得られ、かつ、その情報が不動産保有に関する判断をするうえで必要な場面がある（例えば、直近の所有者や、ローンの有無などの情報）。</p> <p>そこで、不動産保有事案では、全件において、名寄帳とともに、不動産登記簿謄本（全部事項証明書）を入手するよう徹底する必要がある。</p>	<p>不動産保有事案では、生活保護開始時の調査書類に不動産登記簿謄本（全部事項証明書）を添付する。</p> <p>平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに改めて周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

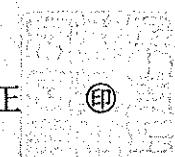
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 20)</p> <p>一般論として、要保護者あるいは被保護者は、法律相談を促されたとしてもこれに躊躇し、あるいは法律相談を受けたもののその後の連絡を絶つといったことも珍しいことではなく、その一方、債務負担を重ねる傾向も伺える。それゆえ、法律相談を促すのみでは十分ではなく、結局は、債務が整理されることなく保護費が返済に充てられているという事態も想定される。</p> <p>そこで、被保護者に債務が存在することが判明した場合は、意識して法律相談を受けて破産手続開始申立て等を行うよう指導を繰り返すとともに、最終的には破産手続き開始決定書や免責決定書を徴して、その確実な実施を確認すべきである。また、この点を援助方針に盛り込むべきである。</p>	<p>新規開始ケースで債務が判明した場合は、新規調査書の負債欄に法律相談を受けるなどの指導について記載することとし、同時に、援助方針にも記載することとしている。また、破産手続きに至ったケースについては、その都度関係書類の提出を指導している。</p> <p>平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに改めて周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 21)</p> <p>指摘No.20】及び【意見No.20】とも関連するが、他の監査事項に関するケース記録の閲覧において、被保護者に債務が存在することが判明し法テラス等へ相談を指導しているケースにおいて、弁護士の受任通知や破産手続開始決定等がファイルされて指導後の経過が明らかにされているケースが多くたが、ケース記録上からはこれが判然としないものも見受けられた。</p> <p>要保護者が債務を抱えているケースは非常に多く、債務の整理は、保護費が債務の弁済に充てられるという状況を回避するだけでなく、要保護者の自立の助長の観点からも重要な手続きであることや事務の効率化の観点から、被保護者に債務が存在することが判明した場合の、生活安全課や法テラスへの相談の誘導、確認、債務整理等の経過や結果の確認について、同課あるいは法テラスと協議のうえで、統一的なルールを策定すべきである。</p>	<p>債務整理の必要な場合は、ケースワーカー同行のうえ、生活安全課へ相談に行き、相談の状況等をケース記録に残す。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞



様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

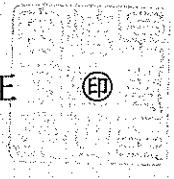
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 22)</p> <p>法第62条第3項に規定する保護の変更等の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導または指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないとされていることから導かれる文書指導の重要な役割に加え、平成28年度の文書指導数が134件とそれほど多数でないことを考慮すれば、すべてのケースを一括して、文書指導の理由・内容ごとの内訳及び文書指導後の改善状況等を管理・把握できる方法を採用したうえで、適宜、既になされた文書指導を分析・検証するとともに、これを将来の文書指導の適正かつ合理的な運用に反映させるべきである。</p>	<p>文書指導に関する一覧表を作成し、実績の構築を図り、今後の文書指導の適正な運用に努める。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘No.23) 【指摘No.15】とも関連するが、自動車の保有について、保有等の禁止の口頭の指導に従わない場合で、当該指導に従わないことについて特段の理由が認められない場合には、一定期間（例えば6ヶ月）の経過をもって文書指導を実施し、悪質なケースについては、さらに保護停止を警告し、実際に保護停止とするなどの迅速かつ厳然とした対応をすべきである。	自動車の処分指導世帯に対しては、指導指示の手順に従い対応する。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 (印)



様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

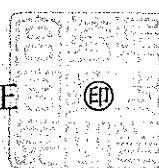
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 24)</p> <p>前記監査結果にあるように、辞退の処理にあたっては、辞退届だけでなく、辞退申出確認事項調査票（巻末【資料18】参照）が基本的に作成されているが、同調査票の作成がケース記録上確認できないケースが1件存在した。</p> <p>辞退申出確認事項調査票は、辞退による廃止を行ったことが、通達に沿って適切であったか否かを判断するうえで、極めて重要な資料であるから、その作成・記録化は全件において漏れなく完遂される必要がある。</p>	<p>辞退申出による保護廃止を決定する場合は、辞退申出の際の対応手順に従い対応する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 25)</p> <p>生活保護は運用上の原則として収入申告制度を採用し、まず被保護者に収入に関する申告を行わせた上でこれを基に収入に関する調査を行うこととしている。収入の認定は、最低生活費の認定と並んで保護の決定の基礎となるものであり、これらが適正に行われて初めて最低生活保障水準の同一性が確保されることになる。</p> <p>その一方で、収入の認定は、その基礎となる事実関係が稼働状況や仕送りの状況などといった把握しがたい要素も多いため、ケースワーカーにとっても大変な労力のいる作業となる。</p> <p>また、収入の内容、程度については、当然のことながら被保護者自身が最もよく承知していること、生活保護法に規定されている権利義務の実現のためには、その前提に被保護者と保護の実施機関の相互の信頼関係が保持されるべきであるということなどの理由から収入申告制度が採用され、被保護者自らがその収入の内容を明らかにし、保護の適格性を自己の責任において立証することが期待されていると言える。</p> <p>収入申告制度の前記趣旨を踏まえ、宮崎市は、収入申告の重要性を被保護者へ十分に理解させるとともに、その内容の正確性を担保するため、被保護者及び世帯員の直筆による収入申告書へのサインを徹底すべきであり、仮に被保護者及び世帯員が直筆でのサインが困難な場合には、代筆の必要性についてケース記録票等に記録すべきである。</p>	<p>収入申告書については、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(改正 平成28年3月31日 社援保発0331第2号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に従い適正に提出するよう指導する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 (印)



様式1

包括外部監査
措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 26) 「2017年度版生活保護手帳」によると収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において、就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、就労困難と判断される者には、少なくとも12ヶ月ごとに行わせることと具体的に示されている。 就労可能な被保護者及び世帯員については定期的に収入申告の提出義務について説明・指導し、特に就労開始を事前に把握しているようなケースでは、就労開始後速やかな収入申告書の徴求を徹底するべきである。	毎月、求職活動報告書及び収入申告書の提出の指導を徹底する。 平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに対し周知した。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

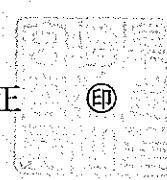
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 27)</p> <p>「生活保護手帳別冊問答集2016」問13-37にあるように、調査に必要な被保護者の協力が得られない場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとなるないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。なお、被保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第5項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。現に受給中のものについて同様の事実がある場合には、法第27条に基づく文書による指導または指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停廃止の処分を行うべきである。</p> <p>法第78条は損害追徴的性格があり、被保護者の現在の資力状態（消費済みであること等）は、全く考慮する必要がない。使途不明や消費済みである場合などの、徴収猶予（分割納付を含む）については、生活保護法での規定でなく、宮崎市私債権等管理マニュアル（特別滞納整理課作成）に基づいて処理すべきであり、特に金額が高額になるような場合には具体的な財産調査等が行われるべきである</p>	<p>法第28条の指導に従わない場合には、指導指示の手順に従い厳格に対応していく。</p> <p>平成30年8月に課内に設置した「法第63条・法第78条対策プロジェクトチーム」において、徴収猶予（分割納付を含む）を、宮崎市私債権管理マニュアルに基づき処理することが妥当であるか検証する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包括外部監査 措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 28)</p> <p>消滅時効5年が経過した債権については、市としては不納欠損処理を行うことしかできなくなる。消滅時効期間が迫っている債権について宮崎市では回収可能性の検討や時効の中止を行う等の方針がマニュアル化されておらず、半年か1年に1度催告書を送付しているのみとなっており、誠実に返還等している被保護者がいる中で、5年間納付を回避し続けさえすれば、不納欠損処理され納付不要といった不合理な事態が生じている。このような問題を生じさせないためにも、社会福祉課に債権管理の専門部署の設置し、統一的な債権回収方法をマニュアルとして整備・運用すべきであり、社会福祉課だけで対応できないのであるならば、宮崎市の財政課や税務部納税管理課等との連携も検討されるべきである。</p>	<p>平成30年8月に「法第63条・法第78条対策プロジェクトチーム」を立ち上げた。 今後、債権管理に対応できる体制を整えていく。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印



様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 29)</p> <p>消滅時効の中止に関するルール作り、長期滞納者については、いつ時効期間が満了するのか、満了日を迎えるにあたって、時効中断措置を講じてさらに回収に向けた努力を続けるのか、あるいは不納欠損処分をして回収を断念するのかについては、誰がどのように管理するのかを明確にした上で、当該年度に消滅時効期間をむかえる債権については、中断措置を講じるか否か明確に判断できるようなマニュアルや管理体制を構築すべきである。</p> <p>適切な債権管理事務処理の実施に向けて、法律的な考え方や時効中断措置に係る必要な手続につき、担当者会議・研修等において周知に努めるべきである。不納欠損処分をすべきか否かの判断については、担当ケースワーカーを含めた償還金検討会議等で検討し年度中に消滅時効が完成する債権(年度内に消滅予定の債権を含む)を不納欠損処分しようとするときは、歳入管理者とも十分に協議するべきである。</p>	<p>法第63条・法第78条対策プロジェクトチームにて検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

様式 1

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成 29 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 30) ケース診断会議の議事録は、後日どういった議題でどういう意見がありどのような結論になつたかを、その記載から検証、確認する重要なものであるから、議事録は、ケース診断会議ごとの議題や議論状況が具体的に把握できる程度に詳しく、かつ、わかりやすく作成されるべきである。	議事録については、より議論状況が具体的に把握できるよう作成する。

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞



様式1

包 括 外 部 監 査

措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 3 1)</p> <p>センターは、経済的事情を中心とした極めてプライバシー性の高い相談が持ち込まれる場であって、当然、その相談場所としては、相談者の秘密を守ることができ、悩みを抱えた方が相談しやすいと感じられる設備作りが要求されるところであり、このことは「自立相談支援事業の手引き」でも指摘されているところである。</p> <p>しかしながら、センターの相談室は2室とも扉のないパーテーションで仕切られたのみの空間であって、プライバシーが十分守られるとは言い難いものであった。</p> <p>現在の超高齢社会を踏まえれば、センターの業務が過多になることも十分考えられるところであり、その意味でも、相談室の増室と防音化は喫緊の課題と考える。</p>	<p>プライバシーの確保については、徴税窓口や金融機関の窓口などを参考に、パーテーションで区切り、相談者同士の顔が見えないように、十分配慮してきたところである。</p> <p>防音化については、一枚のパーテーションで区切っていた相談ブースをそれぞれ独立させ、距離をおいて2室を設置することで、相談内容が周囲に聞こえないよう考慮した。</p> <p>相談員の安全を確保するため、ブースを密閉させないよう留意する一方で、ブースの間にスピーカーを設置して音楽を流し、相談内容が漏れ聞こえないよう配慮した。</p> <p>また、相談ブースの増室については、現在借り上げているビルのスペースでは対応が難しいため、センターの移転を含め、対応を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ㊞

様式 1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成 29 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 32)</p> <p>相談者の就労及び自立が成功するためには、課題の的確な把握と克服方法の検証が必要であることは言うまでもないところであるが、それと同様に重要なのは、相談者本人がその課題及び克服方法を認識したうえで、センターの職員らとともに自立に向けて行動しようとする決意や意欲である。</p> <p>その意味では、プラン内容についての本人の理解と協力の取り付けは最重要事項であると考えられるところ、ケース記録上は、本人のプラン同意署名が抜け落ちていることが多く見受けられた。これは「自立相談支援事業の手引き」にも反すると考えられることであって、合理的な理由のない限り、原則としてプランに対する本人の同意署名を徴するべきである。</p>	<p>相談者の精神状態や弱視などの身体的な状況を原因として、同意署名をもらわず、口頭確認に留めたケース、或いは、再プラン等で口頭確認はしたもの、同意署名が漏れていたケースがあった。</p> <p>今後は、同意署名をもらうよう徹底すること、また、相談者の状況により、同意署名をもらうことができない場合は、その合理的な理由を記載することを、平成 30 年 3 月、委託先である市社会福祉協議会と共に確認した。</p>

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 33)</p> <p>前記監査結果のとおり、宮崎市では、現業員（ケースワーカー）の人数が、社会福祉法第16条が求める標準数を大きく割り込んでおり、しかも、その状態が長期間継続し、常態化している。そのため、法律上の現業員としてはカウントされない嘱託員を含めても、相当程度の不足（実人員不足数）が生じている状態である。</p> <p>このように常態化した人員不足は、必然的に、一人一人の現業員（ケースワーカー）の業務の量的な過重性をもたらすものであって、もともとその業務について専門性や対人関係の困難性など質的な過重性が認められることと俟って、現業員（ケースワーカー）に特に精神的に大きな負担を強い、メンタルヘルス不調の大きな要因ともなり得るものである。そして、現業員（ケースワーカー）の心身両面の健康が、生活保護に関する事務の円滑な執行はもとより、直接の支援対象である生活保護受給者への支援の質に大きく影響するであろうことは容易に推測できるところである。</p> <p>したがって、速やかに、法律が規定する標準数に達するまで、現業員（ケースワーカー）の人数を増やすことを求める（できれば、嘱託員ではなくて）。現業員（ケースワーカー）の人数を増やすことは、次の【意見No.40】にも関連するが、将来の適切な査察指導員選任にも繋がるものである。</p> <p>なお、現業員の人数を増やすことに伴い、査察指導員の人数も増やす必要がある（査察指導員の標準数は、現業員の標準数を7で除した数）。</p>	<p>ケースワーカーについては、毎年、人事課に増員を要望し、毎年数名程度の増員がなされている。</p> <p>今後も標準数を充足するよう人事課に対し、引き続き要望を行う。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式1

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

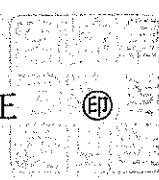
平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 34)</p> <p>前記監査結果のとおり、ケースワーカーに対する研修については、「実務経験に応じた段階的な研修」、「実務を疑似体験できるような研修(模擬家庭訪問など)」、「精神疾患や元暴力団など対応困難なケースについての研修」、「DVやギャンブル依存症といった特殊要因のあるケースについての研修」、「他の制度を学べる研修」なども導入し、更に改善・改良する必要があると考える。</p> <p>その結果、より適切な生活保護行政が行えるとともに、ケースワーカーが抱える負担と不安の解消に繋がる。</p>	<p>査察指導員やケースワーカーについては、県や県及び市の社会福祉協議会の研修会に参加している。</p> <p>また、社会福祉課独自の研修や医療機関との研修等も行っており、今後、さらなる研修の充実に努める。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式 1

包括外部監査
措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 35) <p>長期入院名簿は、規定上、入院が180日間を超える被保護者すべてを対象としているが、平成28年度以前は、嘱託医協議を経ないと名簿に登載されない運用になっていたり、国の通達や宮崎市の規定とは異なる取り扱いがなされていた。</p> <p>長期入院名簿は、対象となる被保護者すべてを登載することによって、問題傾向や重点課題の把握に資するものとなるのであって、社会福祉第一課及び第二課が独自の判断で、嘱託医協議を名簿登載の要件としていることには何らの合理性も見いだせず、規定違反と言わざるを得ない。</p>	長期入院患者名簿については、平成28年度にその把握、整備方法を改善し、平成29年度からは、国と通達どおり入院が180日を超えた患者を全て名簿に登載している。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 36)</p> <p>国の通達及び宮崎市の規定では、入院が180日間を超えた段階で措置を講ずることになっている。</p> <p>しかしながら、入院期間180日を超えているにもかかわらず長期入院名簿に登載されていなかった被保護者を通覧するに、既に平成27年の時点で180日間を超えている対象者であるにもかかわらず、担当のCWによる主治医との面談が未了ということで必要書類が揃わず、結果、嘱託医協議もなされていない状態であった。</p> <p>これは、国の通達及び宮崎市の規定に違反する取り扱いであり、そこに合理的理由も見いだせないことから、早期に改善されるべきである。</p>	<p>平成29年度からは、入院が180日を超えた患者全てを名簿に登載し、必要書類を準備したうえで書類検討（嘱託医協議）を実施している。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成 29 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 37)</p> <p>国の通達及び宮崎市の規定では、長期入院名簿に登載された被保護者については、6ヶ月を経過した時点毎に、必要書類を準備のうえ嘱託医協議にかけることになっている。</p> <p>しかしながら、長期入院名簿によれば、書類検討の欄が空欄になっているものが散見されており、記入ある被保護者についても、6ヶ月以上の期間が空いていることがあった。</p> <p>宮崎市としては、医療要否意見書の嘱託医チェックによって代替されていると考えられているのかもしれないが、国の通達及び宮崎市の規定上は、そのような取り扱いが許されているものでもなく、やはり通達等に違反した運用であると言わざるを得ない。</p>	<p>平成 29 年度からは、6ヶ月を経過した時点毎に必要書類を準備し、書類検討（嘱託医協議）を実施している。</p>

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

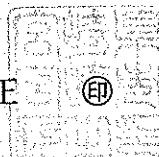
福祉部

指 摘	措 置 内 容
<p>(指摘 No. 38)</p> <p>前記【意見No.43】でも述べたところであるが、長期外来患者に関しても、その通院治療が医学的に見て本当に必要なものかどうかが重要であり、医療扶助の適正な運営という観点からは、医学的な専門知識や判断を抜きには考えられない。また、国の通達においても、長期外来患者の処遇方針の決定には嘱託医が関与するよう記されているところである。</p> <p>その意味では、長期外来患者に関する嘱託医の十分な関与がなされていない宮崎市の現状は、長期外来患者の削減に効果的な体制になっているとは言えず、嘱託医が関与しないことに合理的な理由も見いだせない。</p> <p>よって、早急に対応を検討されるべく指摘事項とさせて頂いた。</p>	<p>外来患者の通院治療は、3ヶ月から6ヶ月毎に、嘱託医協議を実施し、その通院の必要性を判断しているところである。</p> <p>長期外来患者の処遇方針の決定への嘱託医の関与については、現在の嘱託医の業務量を考慮すると、難しい部分もあるが、実施可能な方法を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式 1

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成 29 年度包括外部監査における指摘については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

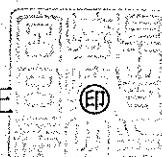
福祉部

指 摘	措 置 内 容
(指摘 No. 39) 国の通達及び宮崎市の規定では、主治医からの意見聴取を経た後の嘱託医協議において頻回受診と認められた被保護者については、処遇方針の変更(決定)をすることとされている。 しかしながら、指導台帳上何らの記載もされていないということは、処遇方針の変更(決定)がなかったものと見なさざるを得ないので、単なる記入漏れである場合も含めて厳正に対応すべきである。	平成 29 年 12 月 12 日に、平成 29 年度の全ての指導台帳の処遇方針の変更(決定)を記載した。今後は漏れのないよう係員に周知徹底した。

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 1)</p> <p>現在宮崎市庁舎の建替えが議論されている状況であって、直ちに対応することは困難であるとも思われ、また、具体的なレイアウト等は今後の検討課題となるが、利用者の自尊感情や職場環境改善の観点に十分配慮した上、生活に困窮する者や周辺助言者等がより気軽に相談できるよう受付窓口のレイアウトや環境改善を図ることが望ましい。</p>	<p>今後、レイアウト変更など環境改善を図る必要が生じた場合、必要に応じて検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

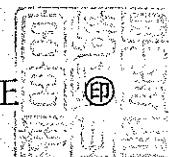
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 2)</p> <p>生活に困窮する者のインターネットの利用は限定的である可能性はあるが、周辺助言者等の利用も考えられることから、たとえば「生活保護のあらまし」にリンクしたページを設けるなどして、ホームページにより詳しい情報を掲載することが望ましい。特に、生活に困窮する者にまず伝えるべきは「生活に困ったときは、まずはご遠慮なく福祉事務所にご相談ください。」(生活保護のあらまし3参照)とのメッセージであろう。</p>	<p>現在のホームページの内容を工夫、改善する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 3)</p> <p>面接相談員は、面接記録票を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならぬとしている（宮崎市生活保護法施行細則第2条（1））。現実的には、面接時間が限られていること、相談者が必要な情報を把握しているとは限らないことから、必要事項をすべて記載することが困難な場合も多いとは推測できるが、前記厚生労働省生活保護関係全国係長会議資料にあるとおり、相談者の申請意思や急迫状況、相談者からの相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかった経緯などを事後的に検証するためには、面接記録票への必要事項の記載に引き続き、かつより一層努められたい。</p> <p>なお、面接記録票の記載だけでは、必要事項の記載がされていないのか、記載すべき事項が存在していないのかが判然としないものが少なからず存在していたため、たとえば記載すべき事項が存在していないのであれば当該箇所に斜線を記すなどのルールの策定も検討されたい。</p>	<p>相談者の申請意思や急迫状況、相談者からの相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかった経緯などについて確実に記録する。</p> <p>また、記載すべき事項が存在していないのであれば、存在しないことを明記する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
○社会福祉第一課・第二課 (意見No.4) 申請に至らなかったケースについて、自動車の保有制限や生命保険の解約指導等に関して、それぞれの例外的な取扱いについて、相談者に対して、個別具体的な事情に基づいた説明が十分になされているのかどうかについて、面接記録票の記載からは明らかではなかった。申請に至らなかった理由や経緯を事後的に確認する制度や手続きはなく、面接記録票の記載のみによってこれを検証せざるを得ないのであるから、【意見No.3】における検証・分析の前提として、申請に至らなかった理由や経緯について可能な範囲で詳細かつ具体的に記載することが望ましい。	面接相談当日に申請に至らない場合、その理由や相談者の考えを確実に記録に残すよう平成30年3月20日に面接相談員に周知した。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正  

様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

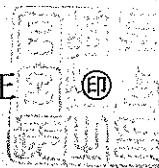
平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
○社会福祉第一課・第二課 (意見No.5) 申請意思の確認は十分になされているか、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為はなされていないかの観点から、申請に至らなかった理由や経緯を事後的に検証することも必要かつ有益と考えられる。そのため、【意見No.4】を含めて、これを整理、管理して今後の生活保護に関する事務の執行に反映させる仕組みを検討されたい。	[意見No.4] を含めて整理する。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 6)</p> <p>宮崎地方裁判所平成22年(行ウ)第2号生活保護申請却下取消等請求事件において、「暴力団員による生活保護の不正受給の防止については、対象者の就労状況、生活実態及び資産状況等に関する調査を尽くすことによって達成されるべきものであって、生活保護の不正受給を防止するためであったとしても、警察の情報提供にのみ依拠して暴力団員の認定を行うことは何ら正当化されるものではないし、そもそも保護の実施機関に保護の開始及び開始の前提となる保護要件に関する事実認定について裁量権があると解することはできない。」などの理由で、生活保護申請却下処分等を取り消す旨の判決がなされた。同判決は結論としては控訴審である福岡高裁宮崎支部平成24年4月27日判決によって取り消されるに至ったが、生活保護の事務の執行に関する暴力団員該当性に関する調査・確認の困難さや限界を端的に示すものであって、かかる状況は基本的には現在においても変わることはない。</p> <p>宮崎市においては、暴力団員該当性を調査・確認に関して前記判決を受けての変更等はないとのことであったが、宮崎県警察本部組織犯罪対策課との間で定期的に協議を設ける、あるいは他の地方公共団体における暴力団員該当性に関する調査・確認の手法や実例について情報提供を受けるなどして、より確実かつ迅速に暴力団員の該当性を調査・確認に関する方法等について引き続き検討されたい。</p>	<p>今後も「暴力団に対する生活保護の適用について」(平成18年3月30日 社援保発第0330002号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき調査・確認する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 7) 資産申告書における預貯金や収入申告書における年金の内訳については、その後の照会手続によって明らかにされる可能性は高いが、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、原則として、申請のあった日から14日以内に、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならないのであるから、申請者の記憶に基づくものであっても、資産申告書及び収入申告書のすべての項目について記載を求めることが望ましい。	可能な限り記載を求めるよう、働きかける。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包括外部監査
措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 8) 預金照会及び保険照会の回答結果については、担当ケースワーカーの変更に際してもケース記録のみによって効率的に回答結果を把握できるよう、回答結果の一覧表を、システム上で作成するだけではなく、プリントアウトしたうえでケース記録に綴じることが望ましい。	法第29条調査書添付の一覧表に回答結果(有無)を記入するよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 9)</p> <p>前記監査結果のとおり、宮崎市では、「保護者及び保護者に関する施設等から扶養義務者の死亡について報告があった場合には死亡を把握するが、死亡年月日等は特に把握していない。」とのことであり、また、宮崎市生活保護法施行細則様式第11号（別添1）の資産申告書（巻末【資料6】参照）には、相続あるいは相続財産に関する記載欄は存在していないため、積極的に相続財産の有無を把握することができない状況にある。要保護者によっては、他の相続人への配慮等などから相続権の行使に消極的であることや相続についての正確な知識を有していない場合も考えらえる。</p> <p>したがって、相続財産の適切な把握や相続権の行使に関する適切な助言指導を目的として、相続が想定される扶養義務者の死亡年月日の聴取や記録、前記資産申告書への相続の有無及び相続財産の内訳を記載する欄の追加などの方策を検討することが望ましい。</p>	<p>扶養義務者の状況を把握するため、資産申告書への相続の有無及び相続財産の内訳を記載する欄の追加などの方策を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 10)</p> <p>前記監査結果のとおり、ケース記録に保護決定通知書が綴られていないケースが散見された。その場合、申請日から何日後に保護開始決定がされたのか、14日以内に保護開始決定されなかった場合の理由が何なのか、ケース記録だけからでは判明しない。</p> <p>宮崎市によると、保護決定通知書は「新規初回支給時に、保護決定調書に添付している。」(ケース記録に綴る運用)とのことであるが、その運用が必ずしも遵守されていないものと思われる(ケース記録内ではなく、システム「ふれあい」に取り込んでいる可能性がある)。</p> <p>確かに、宮崎市の内部ルール(「生活保護実務の手引き」ケースファイル内の書類の綴り方順)上、保護決定通知書は、ケース記録へ綴ることが義務付けられている書類になっていない。しかしながら、ケース記録は、当該ケースの手続き全般について(査察や監査などの事後検証にも耐えうるような)一覧性を備えた記録ファイルであるべきと考える。</p> <p>よって、保護決定通知書は、今後はケース記録へ綴ることを義務付けるべきであり、その旨を明記した形で「生活保護実務の手引き」(ケースファイル内の書類の綴り方順)の該当箇所も改定(改訂)がされるべきと考える。</p>	<p>ケース記録票に決定日を記録するよう、平成30年9月27日の係長会議を通じて査察指導員から各ケースワーカーに周知した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式 2

包 括 外 部 監 査

措 置 状 況 通 知 書

平成 29 年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 11)</p> <p>前記監査結果のとおり、保護実施機関が意図的に原則論だけを簡略的に説明し、取り下げを不適切に誘導している可能性を否定できないケースが存在した。もちろん、実際には、詳細な事実確認のうえで、相当な説明をしたうえで本人が任意かつ真摯な意思に基づいて取り下げをしている可能性もあるが、ケース記録の記載のみからこの点を検証することができない。</p> <p>前記 2 件のケースは、他の取り下げ案件のケース記録と比較すると、「生活保護申請取下げに至る経緯」の記載の具体性や詳細さで明らかに劣っており、後日の検証を可能とし、不適切な取り下げ誘導があったのではないかとの疑念を生じさせないため、また、適切な手続き説明の遵守を敢行させるためにも、詳細で具体的な「生活保護申請取下げに至る経緯」の記載を実施されたい。</p>	<p>申請取り下げのケースについては、不適切な取り下げ誘導の疑念を生じさせないために「生活保護申請取下げに至る経緯」を詳細かつ具体的に記載する。</p>

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 12)</p> <p>前記監査結果のとおり、不正受給案件は、第三者名義で給与振込をさせていたり、そもそも税務申告等を行っていないかったりして、課税調査などでは判明しないことが多い（なお、マイナンバー制度の普及により、この点は多少なりとも改善が期待されるところである）。その意味では、ケースワーカーによる日常的な接触（訪問面接）の中で、未申告の就労の可能性やこれを伺わせる事象の把握や気付きが、不正受給発覚の重要な端緒となるものと考える。</p> <p>そのため、常日頃から不正受給の可能性があることを認識し、訪問調査が長期間に亘って功を奏していない（訪問面接をしても不在のケースが多いことは理解しているが）など不審な点があるケースについては、積極的に実情に応じたより具体的な援助方針を策定するとともに、安易に不在折り返した後の来所面接で済ませることなく、繰り返し自宅訪問を繰り返すなどの対応をするよう努められたい。</p>	<p>被保護者については、具体的な援助方針を策定する。</p> <p>査察指導員は、訪問計画に添った訪問調査活動が行われているか、査察指導台帳による進行管理を徹底し、同行訪問を行うなど、長期間未訪問となるケースが生じないよう、さらなる取組みの強化を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

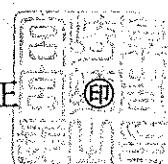
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 13)</p> <p>前記監査結果のとおり、市民等からの通報を記載した不正受給事案等通報受信報告書には、その通報内容を踏まえ、その後の調査・方針は記載するようになっているが、調査等の結果については記載されていない。結果が記載されなければ、調査・方針が実行されたのかも検証できない。不正受給発覚の端緒となりうる折角の制度であるので、不正受給事案等通報受信報告書それ自体に調査・方針を実行した後の結果まで記載するよう努められたい。</p> <p>なお、調査・方針の結果も踏まえ、援助方針の見直しなども行うべきであることは言うまでもない。</p>	<p>不正受給事案等通報受信報告書については、受信者が速やかに作成し、調査、結果を記載するよう検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 14)</p> <p>前記監査結果のとおり、65歳以上の被保護者（いわゆる高齢者世帯）に対しては、就労に関する援助方針を策定していない様子が伺えるが、長寿社会になっている中、世間では70歳代でも仕事（パート等を含む）をしている人間は多数いるのであるから、要保護者のみ65歳を境に就労をしなくてもよいというのは不合理であるし、納税者の理解を得られない。実際、前記の不正受給案件は、70歳代の被保護者に対して、援助方針で就労指導をしていない中、密かに就労し収入を得ていながら、保護費を不正受給していたものである。</p> <p>そこで、形式的に単に65歳という年齢のみで判断するのではなく、本人の健康状態や就労意思・過去の就労実績なども勘案して、積極的に就労を促す援助方針を策定するよう努めるべきである。</p>	<p>高齢者世帯に対しては、本人の健康状態や就労意思、過去の就労実績等も勘案し、能力活用についても必要に応じて援助方針に記載する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

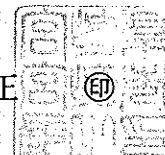
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 15)</p> <p>前記監査結果のとおり、交通事故に遭遇したという情報を得られた場合には当該事案について保険会社に対する確認を行っているものの、網羅的かつ定期的に全要保護者へ保険金等を支給した事実があるか否かの保険会社に対する照会は行っていないとのことである。</p> <p>しかしながら、監査人らが日常的に弁護士業務を行っている中で、要保護者が交通事故被害に遭遇した事案はしばしば見受けられる。その際、要保護者が、受領した賠償金等を保護実施機関に必ずしも報告していない様子が伺える。また、要保護者自身が交通事故に遭遇した場合に限らず、例えば別世帯の親族が交通事故で死亡し、その相続人として賠償金を受け取るといった事案も考えられる。交通事故に遭遇した場合に限らず、その他の事故や事象に基づき要保護者が保険金を受領している可能性も否定できない。</p> <p>ケース全体との比較においては少ないケースであるとは思われるが、保険金の受領は収入認定が必要となる典型的な場面であるから、生活保護制度における補充性の原理からして、年1回の課税調査と同様に、定期的（たとえば年1回）な保険会社に対する調査の導入を検討することが望ましい。まずは主要な保険会社を対象とすることでも差し支えなく、実績を踏まえて調査方法のマニュアル等を作成することで毎年反復的な対応もより容易になることが期待できる。</p>	<p>今後、必要に応じて保険会社に対する調査方法のマニュアル等の作成を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

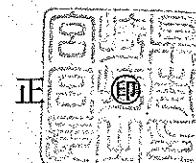
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 16) 県監査からも問題点の指摘・改善要望が出て いるので、不正受給の防止の観点からも、引き 続き、課税調査の徹底と早期実施を行われたい。	今後も不正受給の早期発見のため、課税調 査の徹底と早期実施に取り組む。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査

措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 17)</p> <p>前記監査結果のとおり、自動車保有を容認する条件として、他目的での使用の有無を確認するため、被保護者に毎月の走行距離の提出を求めることがあるが、その提出方法として、毎月提出される収入申告書の余白に走行距離の記載を求めていることが通常であるため、記載漏れがしばしば見受けられる。</p> <p>そこで、毎月の走行距離の提出を条件に自動車保有を容認したケースについては、走行距離の記載欄を設けた定型的な書式の導入を提案したい。例えば、収入申告書に走行距離の記載欄を設けることでも、記載漏れを大幅に減少させることが期待できる。</p>	<p>記載漏れを防ぐため、収入申告書の様式を改正するなど防止策を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式 2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成 29 年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 18)</p> <p>前記の毎月の走行距離の報告もそうであるが、前記監査結果のとおり、保有を容認するにあたっての条件が遵守されていないと思われるケース（任意保険加入、処分価値の資料）がしばしば見受けられる。</p> <p>そこで、設定した条件の遵守を徹底するよう努めるべきであるし、その遵守状況を時系列的に把握でき徹底できるための書式（自動車保有台帳の改良も含めて）の導入に努めるべきである。</p>	<p>個別査察指導票に任意保険加入状況等を確實に記入し、常に状態を把握できるよう努める。.</p>

平成 30 年 10 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 19)</p> <p>前記監査結果のとおり、不動産保有を否認するとの判断が出されたにもかかわらず、要保護者が処分に応じていないケース（しかも、長期間にわたって処分指導に応じないケース）がしばしば見受けられる。</p> <p>そこで、一定期間が経過したら、文書指導も講じるべきであるが、前記の自動車と異なり、不動産の処分は容易ではないことは事実であり、地目が田畠であればその困難性は尚更のことである。それゆえ、田畠の処分方法についての策を講じるとともに、文書指導に移行するタイミングについても目安を講じるべきと考える。</p>	<p>田畠の処分については、関係機関との協議調整を行い、その処分の方策を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 20)</p> <p>前記【指摘No.20】を実施し、被保護者に対し適切な指導をするためには、ケースワーカーが破産手続きにおける費用負担や法律扶助制度の仕組み、その他法律相談の方法等について理解・習熟していることが前提となる。</p> <p>そこで、ケースワーカーが宮崎県弁護士会や法テラス宮崎と協議できる場あるいは研修できる場を積極的かつ定期的に設け、債務整理に関する適切な指導の実施に生かされたい。</p>	<p>ケースワーカー全職員については、年1回の研修を行っている。今後は、ケースワーカーや査察指導員が、債務整理に関する業務を適切に行うための研修の場の設定を検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ⑩



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

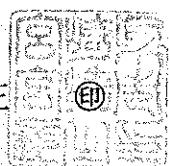
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 21)</p> <p>稼働能力の活用については、被保護者等の精神的・心理的な問題を含めた稼働能力の判断やその時点の経済状況や稼働機会の有無といった被保護者を取り巻く環境との関連性などの検討も必要となるため、自動車の保有の場面とは異なり、画一的かつ機械的な対応は困難であると思われるが、対応困難が故に文書指導の時期を逸することは相当ではなく、また、一定の運用上のルールを定めることは個々のケースにおける判断を容易にすることにも資するため、文書指導後の一定期間（たとえば1年間）を経過しても改善が見られない場合には、さらなる文書指導を実施するなどの運用上のルールを定めることを検討されたい。</p>	<p>稼働能力の活用については、「生活保護行政を適正に運営する手引について」(改正 平成28年3月31日 社援保発0331第2号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に従い実施する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

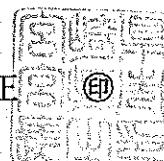
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 22)</p> <p>稼働能力の活用については、文書指導後の報告や提出される求職・収入申告書の記載内容から詳細かつ具体的な事情を把握することは困難であるから、日頃のケースワークにおいて、被保護者等との面談や訪問調査等によってより詳細かつ具体的な事情を把握した上、把握した情報に基づいて、個々の被保護者等に応じた具体的な改善目標や努力目標を検討し、提示することを心掛けることとともに、可能な範囲でこれらを記録に残すことを検討することが望ましい。</p>	<p>意見のとおり検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

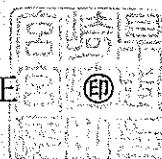
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 23)</p> <p>前記監査結果で見たケース①につき、廃止判断は不相当とは思わないが、息子の雇用契約書上、試用期間が設けられている可能性があり、また、学校を卒業したばかりの息子が職場に馴染めないこともありうるのであるから、同状態の今後の継続になお確実性を欠くということで、一旦は保護停止で対応するという判断もあり得たものと考える。</p> <p>少なくとも、息子の雇用契約書を確認したり、息子との面談をしたりして（息子の収入額も、主から聞き取り情報のみ）、より精緻な事実確認をするべきと考える。</p>	<p>個別のケースごとに引き続き状況に応じて対応する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 24)</p> <p>前記監査結果のとおり、宮崎市では、指導指示違反の場合、停止→廃止を原則的な取扱いとしているものと思われ、停止決定を経ずに廃止決定がされた1件においても、ケース診断会議では停止を中心に考えていたことが記録されており、弁明の内容を踏まえて廃止に至ったものと思われる。</p> <p>もちろん例外はありえるが、弁明の内容からして、原則的な取扱いを覆してまでいきなり廃止決定をするほどの理由は確認できなかった。指導指示違反に対し、保護実施機関には処分するかどうかの裁量権があるが、その処分が著しく相当性を欠く場合には裁量権の逸脱又は濫用として違法となり、特に保護の廃止は最も重い処分であり、しかも、保護利用者の生存の可否に直結するため、安易に認められるべきではなく、諸々の要素を総合的に考慮した結果、真にやむを得ない場合でなければならない（福岡地裁平21年3月17日判決参照）。</p> <p>したがって、原則的取扱いではなく、例外的に停止決定を経ずに廃止決定とする場合、被保護者による不服申立や訴訟提起も見据えて、原則的取扱いと区別して判断した合理的な理由を示す（記録化する）必要があると考えるので、検討されたい。</p>	<p>合理的な理由をケース記録に明記する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 25)</p> <p>前記監査結果のとおり、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続の助言指導は、ほとんどのケース（5件中4件）で実施できていることは面接記録票等の記録から確認でき、また記録上確認できない1件についても、面接記録票への記載漏れで、口頭では助言指導している可能性は存在する。</p> <p>しかしながら、かかる諸手続の助言指導によって本人の辞退意思が変わることも考えられるところから、助言指導の厳正な実施が求められており、記録上もその実施が確実に確認できることが求められているといえる。</p> <p>その意味では、記載漏れのリスクを回避する観点から、現行の辞退申出確認事項調査票(巻末【資料18】参照)に改良を加え、かかる諸手続の助言指導を行ったか否かをチェックする項目を追加で設けることを提案したい。</p>	<p>チェック欄を作成することを検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 26)</p> <p>保護の停止・廃止は、仮にその判断が間違つていれば、被保護者の生存権に対する重大な侵害となる。それゆえ、前記のとおり、指導指示違反を理由とする廃止・辞退を理由とする廃止において、ケース診断会議等に諮るなど組織的に対応することを通達は要求しており、組織的かつ慎重なチェックが求められているといえる。</p> <p>この点、ケース診断会議は、組織的対応の一例ではあるものの、前記の宮崎市の回答によると、停止・廃止案件のうち僅か0.2%しかケース診断会議に掛けておらず、停止・廃止が被保護者に与える影響の大きさと比し、あまりに少ないと言わざるを得ない。</p> <p>しかも、個別監査をした20件のケース記録において、その対応に疑問があつたり、より慎重な事実確認をすべきであった事案が見受けられたが、ケース診断会議による意見交換を経ていれば、より適切な対応が図られていた可能性は十分ある。</p> <p>よって、停止・廃止案件におけるより積極的なケース診断会議の活用を心掛けられたい。</p>	<p>組織的かつ慎重なチェックを行うため、ケース診断会議を活用する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 27)</p> <p>前記のとおり、宮崎市では、廃止については件数や理由別のデータは取っているものの、停止については同様のデータを取っていない。しかしながら、停止も被保護者の生存権に影響を及ぼす決定であるし、停止の後に廃止になったり、停止解除になったりするので、そのデータを把握しておくことには意味があると考える。</p> <p>そこで、今後は、停止についても、件数や理由別のデータを取ることを提案したい。</p>	<p>平成30年度から実施している。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 28)</p> <p>解約金等が入金されたにもかかわらず、その後に時間が経過した場合、当該解約金等を受領した被保護者等がこれを費消してしまい、一括弁済が困難となり、法第63条による費用返還について分割返済によらざるを得なくなる可能性が高くなる。後述のとおり調定額の繰越しが年々増加してきているのは、分割返済のために都度の返済額が少額となり、返済が長期間に及んでしまうことが要因の一部となっている。保護費の支給や面談の機会に通帳などの根拠資料等の提示をさせるなどして早い段階で収入を把握して、一括弁済を原則とするよう意識されたい。</p>	<p>速やかに収入を把握することに努め、早期の返還を求める。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

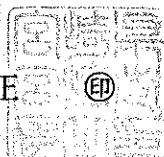
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 29)</p> <p>遡及受給となった場合、被保護者が受け取った年金を費消してしまい保護費の返還が行われない可能性や、遡及受給が遅くなり、返還すべき保護費が時効により制限されてしまう可能性が出てくる。</p> <p>年金受給権が得られている場合、任意加入手続きの支援を行うべきである。支援方法としては、年金受給資格を得る年齢に達する月の確認「ねんきん定期便」なども活用し年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の確認、障害がある場合は主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどによる年金受給権の可能性の検討を遅滞なく行うことが望ましい。</p> <p>年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給の可否の確認、受給可能であれば請求支援を遅滞なく行うことが望ましい。特に障害年金等に関しては、専門的知識が必要となる場合もある。年金調査に熟練した調査員を育成するとともに年金等の受給権の確認の周知徹底、日常のケース審査の強化及びチェックリスト等を活用した点検を遅滞なく徹底することが望ましい。</p>	<p>年金調査員による年金受給権の調査や年金受給状況の確認を確実に実施する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 印



様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 30)</p> <p>訪問調査の際の不在対応等に困難な点があることは理解できるが、世帯の実態把握は適正な生活保護の運営に不可欠であるため、定期的な訪問調査活動や関係先調査等の際には、被保護者だけでなく、必要に応じてその他の世帯員とも実際の面接を行うべきであるし、面接すべき者の不在が長期にわたって続くような場合は、訪問方法を工夫し、民生委員や親族等から生活状況を聴取するなどの対応をより一層意識することが望ましい。</p>	<p>長期不在者に対しては、民生委員に見回り依頼や、電気、ガス、水道の利用や納付状況の確認を行っており、今後も実態把握に努める。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

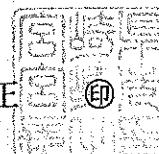
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 31)</p> <p>同一世帯員で新たに稼働年齢層（高校生等未成年者を含む）となった者がいる場合については、当該世帯への訪問等の際に改めて収入申告の必要性、届出義務について説明を行い、理解したことを確認する書面を当該世帯員から徴取することを検討されたい。高校生のアルバイト収入等の申告義務についても、義務の周知及び未成年者控除等の勤労控除及び高等学校就学費の支給対象外経費、就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についての説明をより一層徹底することが望ましい。</p> <p>就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3ヶ月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12ヶ月ごとに収入申告書を徴取することより一層意識されたい。</p>	<p>毎年度、生活保護のしおりを渡し、収入申告の必要性、届出の義務について説明を行っている。</p> <p>高校生等未成年者に対しても夏休み期間を利用し、収入申告の義務について詳しく説明し書面を徴取するように努める。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

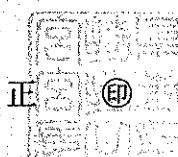
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 32)</p> <p>「就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費」は収入認定から除外するものである。この制度は、平成28年7月1日生活保護法の一部改正により新たに導入された制度で、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが要件を満たす場合、次官通知第8の3の(3)のクの(i)に該当するものとして、「当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費」を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえないとされている。アルバイト代等の収入として認定しない取扱いを行うにあたっては、保護実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されないことを確認する必要があるが、就学意欲のある世帯員にとって資格や技能習得のチャンスが広がり、保護世帯からの早期の脱却することにもつながる可能性がある。この制度について「生活保護のしおり」や「生活保護のあらまし」等を利用し被保護者及び世帯員に確実に情報提供を行い周知徹底させ利用者等の増加を図ることが望ましい。</p>	<p>対象世帯に対して、制度の周知を図る。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



正 印

様式2

包 括 外 部 監 査
措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 33)</p> <p>債権管理台帳の管理には多大な時間と労力が必要であり、担当者の異動等も考慮するとセキュリティの問題もあるが生活保護システムにおいて一括して管理ができるようにしていくことが望ましい。</p>	<p>今後、管理のあり方について検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



正 印

包括外部監査 措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 34) 法第63条返還金と法第78条の徴収金の両制度は法の趣旨が全く異なるものであることから、別々のファイルで管理することが望ましい。	平成30年度からファイル（電子データ）を分けて管理している。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 35)</p> <p>就労収入や稼働収入については、一度でも履行が遅延した場合、時間が経過すればするほどさらに回収可能性が低下することが容易に推測される。したがって、督促等の実施頻度の増加を検討し、より効果的に督促等を行うべきである。</p> <p>調定額が年々増加している理由として、本来一括弁済されるべき債権について、費消した等の理由で分割返済となり、毎回の返済額が少額であることがあげられる。また、保護廃止となつた被保護者の債権について、催告書の送付しか行われておらず、収納が進んでいないケースも確認した。就労開始等により保護廃止となつた被保護者については、追跡調査等を行い、最低限度の生活を維持できているかどうかの確認とともに、余力があれば債権の返済について積極的に指導していく必要がある。未収債権のある被保護世帯に対しては保護廃止後であっても、居所の調査や確認を行い、債権残高や回収コストを考慮したうえで自宅訪問などの追跡調査を行い収納率をあげていくべきである。</p>	<p>生活保護受給中の者については、ケースワーカーに適時状況を把握させ、債権回収に向けた催告等を継続させる。</p> <p>また、保護廃止となつた被保護者については、法第63条・法第78条対策プロジェクトチームで検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 ⑩



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 36)</p> <p>生活保護費については、その3/4が国の負担とされているが、国庫負担は、先に示したように計算され、調定された返還金・徴収金は、回収されるか不納欠損処理されるまでは全額が宮崎市の負担を負うこととなるため、事務の効率化等の観点からも、回収見込みがなく、消滅時効が完成してしまったものについては、遅滞なく不納欠損処理を行う必要がある。</p>	<p>不納欠損処理については、債権の状況を把握しながら遅滞なく処理するように努める。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



正

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 37)</p> <p>「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に記載された「生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。」の趣旨からも保護費の窓口払いの件数をなお一層減らしていくべきである。</p> <p>窓口支給の理由として、訪問調査時に不在が多く窓口払い時に面談を行うといった意見もあるようだが、ケースワーカーが行う訪問調査活動は、被保護者の生活状況を実地に把握することで、今後の援助方針・自立支援を行う重要な業務であり、窓口払い時に面談したことを訪問調査の代替としてはならない。また、口座払いにすることにより、ケースワーカーや管理係の業務軽減する効果も期待できるため、引き続き窓口払い縮減に取り組む必要がある。</p>	<p>新規ケースの初回支給を除き、窓口払いとなっているケースについては、その必要性を検証した上で口座払いへの切り替えを進めること。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



様式2

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

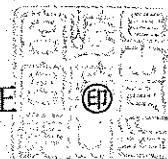
福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 38)</p> <p>生活保護行政を適正に運営するための手引き(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)Ⅲ3「ケース診断会議等の開催」によると、客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認できた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して決定するとされている。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料(例:届出義務についての説明を受け理解した旨を記載した書面、不正事実の発見に至るまでの経過記録関係先調査結果の概要、不正受給額(費用徴収すべき金額)積算書等)を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫するとあるが、平成28年度においては、ケース診断会議では、不正事案である法第78条については2件、法第63条については3件のみの開催となっている。</p> <p>ケース診断会議の実施要領で法第78条や法第63条については、特別な事情を有するものとの定めがあるが、法第78条や法第63条の適用件数は毎年増加傾向にあり、これを抑制するという意味でも、前記課長通知を踏まえてケース診断会議を開催し、重要なケースについてはその結果を確実に周知するようにすべきである。</p>	<p>法第78条、法第63条について、重要なケースはケース診断会議に諮るとともに実施要領も改正した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



包括外部監査 措置状況通知書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 39) ケース診断会議の実施要領で原則的な構成員とされているのであるから、重要なケースについては、所長も出席の上で組織全体としての検討を心掛けることが望ましい。	全てのケース診断会議の議事録について、所長決裁としており、特に保護の停止・廃止等のケースについては、出席できるよう調整する。

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 40)</p> <p>自立や就労に悩む相談者については、複雑で多岐にわたる問題を抱えていることも少なくなく、1回のプランとその実行でそれらの問題が解消するとは限らないのであって、自立支援においても、PDCAサイクルは遵守されるべきところである。</p> <p>同様のことは「自立相談支援事業の手引き」にも記載されているところであるが、ケース記録の中には、3回のプラン実行において「評価シート」が全く綴じられていないものが見受けられた。</p> <p>前記のとおり、「評価シート」の重要性に鑑みれば、今後のプラン作成や事後的な検証に資するためにも、プラン同様「評価シート」も遺漏無くケース記録に編綴されるべきと考える。</p>	<p>自立支援を行うにあたって、関係書類を編綴し、情報を網羅しておくことの有益性は高いことから、今後は、「評価シート」含め、関係書類の編綴を徹底することを、平成30年3月、委託先である市社会福祉協議会と共に確認した。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 41)</p> <p>前記監査結果のとおり、査察指導員のうち40%（10人中4人）が、現業（ケースワーカー）未経験の状態で査察指導員に配属されている。</p> <p>査察指導員は「現業事務の指導監督をつかさどる」（社会福祉法第15条第3項）ところ、現業未経験の状態で配属されでは、現業員（ケースワーカー）に対する適切な指導監督は期待できない。特に、生活保護に関する事務の執行は、無数の法令や通達（生活保護手帳も含め）に精通している必要があるうえ、申請者・要保護者との直接のやりとり（訪問含め）など独自のノウハウ・経験を要するところである。</p> <p>それゆえ、生活保護行政の質的向上の観点から、査察指導員は全員、現業経験のある者を配属するよう努められたい。また、仮にすぐには全員を経験者配属が難しいとしても、その割合を高めるよう努められたい。</p>	<p>査察指導員の現業員経験者を配属するよう人事課に対し要望していく。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

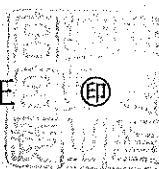
平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 42)</p> <p>前記監査結果のとおり、ケースワーカーの方達は、仕事で精神的に大きな負担を感じることが多く、その影響か、やりがいに疑問を持つことも多い。ケースワーカーの業務内容やその負担を考えれば当然のことと思われる。そして、現業員（ケースワーカー）の心身両面の健康が、生活保護に関する事務の円滑な執行はもとより、直接の支援対象である生活保護受給者への支援の質に大きく影響するであろうことは前記【指摘No.34】で述べたとおりである。</p> <p>そこで、前記【指摘No.34】で記載したように、速やかにケースワーカーの人員数を増加し、一人当たりの担当件数を減らすことを前提（担当件数に対する評価：多い・やや多いで76%占めている）としつつ、アンケートの回答結果を踏まえ、時に極端に感情的あるいは非日常的な場面にも遭遇するケースワーカーの実情を十分に把握した上でこれを反映した個別のヘルスケア・メンタルケアの施策を導入すること、同様の観点から職場環境の改善を図ること、現在宮崎市全体として運用されている福利厚生施策についても、今まで以上に職員に対し広報し周知し、更なる拡充を図ることが必要と考える。</p>	<p>通常業務の中でストレスを抱えているケースワーカーのメンタルケアについては、査察指導員がケースワーカーに対する日常変化等に気を配り、対応するよう心がけている。</p> <p>また状況によっては、衛生管理室（産業医の面談）への相談を促す。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 43)</p> <p>医療扶助に関しては、先に述べたとおり、構造的に過剰診療となる傾向にあるものであり、また、他の保護費と比べて、かなり高額になりがちであることも周知のとおりである。そして、長期医療に限らず、長期外来、頻回受診、頻回転院などのいずれについても、その実態の把握やそれに基づく指導において、医学的な専門知識や判断は必須であって、それゆえ、医療扶助の適正な運営には、嘱託医による充実した検証と積極的な意見が不可欠である。</p> <p>しかしながら、前記監査結果のとおり、現在の嘱託医による書面検討や嘱託医協議が、その本来の機能を十分に果たしているかは疑問であり、医療扶助費の更なる適正化のためには、嘱託医とよく協議された上、書類検討における十分な時間の確保と積極的な意見の表明を依頼すべきであり、場合によっては嘱託医の2人体制を作るなど、嘱託医にも負担のかからない仕組み作りが求められるべきと考える。</p>	<p>嘱託医については、嘱託医審査の件数が年々増加してきたこともあり、限られた日数と時間の中で業務を行っているため、負担が増加している状況である。</p> <p>審査業務においては、専門的見地から意見をいただき、個々の処遇検討の際には大いに参考とさせていただいている。</p> <p>嘱託医審査の際の添付資料に参考となる情報を増やすなど、より工夫して嘱託医の負担が軽減できるよう検討する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷



包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成29年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

福祉部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○社会福祉第一課・第二課 (意見 No. 44)</p> <p>頻回受診者については、国も、指導して改善が見られない者につき、法第28条の検診命令や法第27条の指導指示を実施し、更には、法第62条4項の保護の変更、停止、廃止などの検討を行うよう求めている。</p> <p>しかしながら、宮崎市では、頻回受診に関して指導指示を行ったもののうち1名ではあるものの改善が見られなかった被保護者について、保護の変更、停止、廃止が十分検討された形跡は見当たらなかった。</p> <p>上記対応を厳密に守っていくことがむしろ被保護者の多大なる不利益になりかねないことを考えれば、一概に本件ケースが違法とまで断じることはできないが、頻回受診ケースは、不要な医療扶助であることが明らかであるからこそ、国は厳正な対応も含めて検討することを求めているのであって、頻回受診ケースに応対する実施機関としては、少なくとも、医療機関とは十分な連携を行いつつ、比較的短期間にケース会議等での検討を重ねたうえで、保護の変更等の対応が不適切である合理的な理由付けを要求すべきであると考える。</p>	<p>本件について停止、廃止の検討を行った。 今後は、停止、廃止を検討し、ケース記録に記載していくことを徹底する。</p>

平成30年10月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正 